

2008/06/30 委員会資料

住民意見聴取手続について確認しておきたいこと

担当委員： 山下・實

(1) 流域委員会の意見書は「住民の声」なのか？

- ・ No. 学識経験者の意見である。
- ・ 意見書 (4月25日) の中に住民の意見を反映していない。
(その結果、多数の方々から不平不満の声を頂いた。
すなわら、住民の声は入っていなかった。)

(2) 「住民」とは誰なのか？

- ・ 淀川水系に居住する人。
- ・ 淀川水系に居住していない人は住民か？ (国税の納税者という意味では国民)
- ・ ダム賛成の住民がいる。
- ・ ダム反対の住民がいる。
- ・ サイレントマジョリティ (声なき多数派) とサイレントマイノリティ。
- ・ 市町村長は、紛れもなく住民の代表。
(サイレントマジョリティー・マイノリティーを含む全住民の代弁者)

(3) 河川整備計画原案 (2007年8月) に住民の声が反映されていたのか？

- ・ Yes. 多くの市町村長や住民が希望したダムが原案に含まれていた。
- ・ No. ダム反対の人の意見とは異なっていた。
- ・ 堤防強化は、計画高水位以上堤防天端まで補強するという案であった。
- ・ 「耐越水堤防」は取り入れられていなかった。(高規格堤防は取り入れている)
- ・ 原案作成までの住民意見聴取手続は適切であったか？
(第3次流域委員会では検討していない)

(4) 河川整備計画案 (2008年6月) に住民の声が反映されているのか？

- ・ Yes. 多くの市町村長や住民が希望するダムが計画案に含まれている。
- ・ No. ダム反対の人の意見とは異なっている。
- ・ 堤防強化は、計画高水位以上堤防天端まで補強するという案である。
- ・ 「耐越水堤防」は取り入れられていない。(高規格堤防は取り入れている)
- ・ 計画案作成までの住民意見聴取手続は適切であったか？

(以上)

住民などからの意見聴取について(参考図) 2008/06/30

